

「公正競争確保の在り方に関する検討会議」 報告書の概要(市場検証関係)

令和3年10月25日
令事 務 局

- 法人向けサービスを検証対象に加えるなど検証対象範囲を拡大。また、客観的データに基づいて禁止行為規制の遵守状況を確認するなど、検証手法を見直し。
- 毎年度の検証項目のうち、特定の項目を重点的検証の対象と位置づけるなど、市場検証の枠組みも見直し。

現状の検証項目	強化後の検証項目
<p>【電気通信事業分野における市場動向の分析】 (検証対象市場) ・移動系通信市場 ・固定系BB市場 ・ISP市場 ・固定電話市場 ・050-IP電話市場 ・WANサービス市場</p> <p>①検証対象市場における市場規模、事業者別シェア、契約数の純増数等の算出 ②利用者アンケートによる検証対象市場の利用者の動向等の把握</p>	<p>【電気通信事業分野における市場動向の分析】 (検証対象市場) ・移動系通信市場 ・固定系BB市場 ・ISP市場 ・固定電話市場 ・050-IP電話市場</p> <p>①検証対象市場における市場規模、事業者別シェア、契約数の純増数等の算出 ②利用者アンケートによる検証対象市場の利用者の動向等の把握 ③法人向けサービスの実態把握 ④研究開発競争の状況の把握</p>
<p>【市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制の遵守状況等の確認】 ①接続関連情報の目的外利用を防ぐための措置等の実施状況の確認</p> <p>②不当な差別的取扱い等を防ぐための研修の実施・契約チェック体制等の確認 ③禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西・NTTドコモの行為の有無について関係事業者等への確認</p>	<p>【市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制の遵守状況等の確認】 ①接続関連情報の目的外利用を防ぐための措置等の実施状況の確認 (非公開会合も活用した詳細な確認) ②不当な差別的取扱い等を防ぐための研修の実施・契約チェック体制等の確認 ③禁止行為規制に抵触する疑いのある具体的なNTT東西・NTTドコモの行為の有無について関係事業者等への確認 (各地域市場における状況の詳細な確認) ④客観的・定量的なデータに基づく不当に優先的な取扱い等の有無等の検証 A 局舎スペースの利用に関する検証 B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証 C NTT東西の接続機能要望等に関する検証 D NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証 E NTTグループにおける内部相互補助の有無に関する検証 F グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証 ⑤NTTドコモ/NTTコムとNTT東西間のローカル5G事業における連携状況の検証 ⑥MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態の把握</p>
<p>【NTT東西等におけるサービス卸GLの遵守状況等の確認】 ①NTT東西からの報告内容等に基づき、問題となり得る行為の有無の確認 ②サービス卸先事業者等に対する問題となり得るNTT東西の行為の有無の確認</p>	<p>【NTT東西等におけるサービス卸GLの遵守状況等の確認】 ①NTT東西からの報告内容等に基づき、問題となり得る行為の有無の確認 ②サービス卸先事業者等に対する問題となりうるNTT東西の行為の有無の確認</p>
<p>—</p>	<p>【NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認】 ①共同調達指針に基づくNTTグループの共同調達の実施状況など、公正競争条件の遵守状況等の確認</p>

「公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書」(2021年10月12日公表) 46~48頁

第3章 各課題についての検討

3. 各論点に対する対応の進め方

(3) 市場検証の強化

NTTドコモの完全子会社化等の動きも含め、電気通信市場を取り巻く競争環境には大きな変化が生じてきており、電気通信事業者間の公正な競争環境を確保していくためには、市場の実態把握や、既存ルール等の遵守状況の検証がこれまで以上に重要となる。そのため、市場検証会議等における検証を強化する必要がある。

市場検証会議等における検証の強化に当たっては、市場の実態をより広く把握するため、市場分析における検証対象を拡大するとともに、既存ルール等の遵守状況等をより精緻に検証するため、現行の検証手法のうち不十分な点を見直す必要がある。また、より効率的・効果的な検証を行うため、毎年度の検証項目のうち特定の項目を重点的検証の対象と位置づけるなど、検証の枠組みの見直しも行う必要がある。

(略)

なお、今後、本報告書に記載した検証等の強化の内容を踏まえ、市場検証会議において、スケジュールも含めて検討の上、さらなる具体化を図り、可能な範囲で今年度の市場検証より実施していくとともに、見直した検証項目等を盛り込むため基本方針を改定するなどの進め方が考えられる。また、検証の強化に当たって、市場の実態等を正確に把握するためには、客観的なデータが必要であり、そのため、NTTはもとより、広く他事業者等の協力も得て必要なデータを取得していくことが重要である。関係事業者等から取得するデータについては、市場環境の変化等に応じて、検証の内容を随時見直しつつ、新たに必要になったデータや不要になったデータなどを常に整理・検討していく必要がある。

電気通信事業分野における市場動向の分析

【法人向けサービスの実態把握】

※第3章2. ②(a)法人営業の一体化に伴う課題(報告書32頁)

- ・ 関係事業者等で提供している法人向けサービスの概要を確認し、どの程度のデータが取得できるかを把握し、検証の観点等について検討した上で、各レイヤにおける電気通信事業者以外が提供する法人向けサービスとの関係や電気通信事業者以外の市場支配力等も検討しつつ、各社の法人向けサービスについて、関係事業者等の協力を得つつ、可能な範囲でデータを取得し、データが得られた範囲で、事業者別シェア等を算出する。
- ・ 法人向けとして契約約款によらず相対契約で通信契約を締結している携帯電話サービスについて、関係事業者の協力を得つつ、可能な範囲で契約の実態や競争状況を把握する。

【研究開発競争の状況の把握】

※第3章2. ③(b)研究開発に係る課題(報告書39頁)

また、NTT持株・NTTドコモの研究開発の連携強化を通じ、NTT東西・NTTドコモを含めて、NTTグループ内で情報が共有され、他事業者が明らかに不利になるようなNTT独自仕様で統一される懸念についても、NTT持株における基礎研究とNTTドコモ等の行う応用研究とが具体的にどのように分けられており、他事業者が明らかに不利になるようなNTT独自仕様に通じる研究が基礎研究として行われていないかなどについて、新たに、市場検証会議等において、継続して注視していく必要がある。NTT持株における基礎研究に係る各社の拠出額についても、各社の負担割合を操作することによる実質的な内部相互補助などが行われていないか等の観点から、新たに、市場検証会議等において、継続して注視していく必要がある。

NTT持株には、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及に係る責務が存在する一方で、研究開発を担うべき主体はNTTだけでなく、他のMNOも積極的に研究開発に貢献していく役割を担っていくべきと考えられる。そして、グローバルな視点も含め、研究開発競争をいかに促進していくべきかという観点も公正競争上重要と考えられる。そのため、市場検証会議等において、各社の研究開発費の推移を始め、各通信事業者における共同研究開発や異業種連携など研究開発競争に係る状況について、関係事業者等の協力を広く得つつヒアリング等を通じ、可能な範囲で継続的に把握していくことも考えられる。

市場支配的な電気通信事業者における禁止行為規制の遵守状況等の確認

【接続関連情報の目的外利用を防ぐための措置等の実施状況の確認(非公開会合も活用した詳細な確認)】

※第3章2. ①(b)NTT東西の有する情報の目的外利用の懸念(報告書29～30頁)

(略)当該情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況の詳細について、非公開情報も含めてNTT東西からヒアリングするための非公開会合を市場検証会議において設け、NTT東西と市場検証会議の構成員との間で質疑応答を行う機会を設けることが考えられる。その際、NTT東西側の必要に応じて、NTT東西と市場検証会議の構成員との間で、秘密保持契約(NDA)の締結を行うことも考えられる。また、非公開会合における検証プロセスの透明性を確保する観点から、検証プロセスの詳細までは公開できないにしても、可能な範囲でヒアリング項目や検証結果の概要の公表などを行うことも考えられる。

なお、NTTドコモにおける情報の目的外利用の有無の検証に当たり、非公開情報も含めてNTTドコモからヒアリングするための非公開会合を市場検証会議において設けることも考えられる。

【各地域市場における状況の詳細な確認】

※第3章2. ③(a)競争事業者の排除の懸念(報告書37頁)

(略)地域市場において、競争事業者の排除に係る具体的な問題が発生していないか、各地域の通信事業者に対して確認を行うことも考えられる。

【客観的・定量的なデータに基づく不当に優先的な取扱い等の有無等の検証】

A 局舎スペースの利用に関する検証

※第3章2. ①(a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念(報告書26頁)

- 一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースがDランクとなっているビルの中で任意に抽出したNTT東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTTグループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータをNTT東西から取得し、そのデータに基づき検証を行う。

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証

※第3章2. ①(a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念(報告書26頁)

- NTT東西における各種手続(加入光ファイバ、中継光ファイバのほか、主要なサービス卸先事業者との光サービス卸に係る手続が想定される。)について、事業者側の対応状況の違い等も考慮しつつ、可能な範囲でNTTグループ各社に対する手続のリードタイムと他事業者に対する手続のリードタイムの平均日数を比較するなどして検証する。

市場支配的な電気通信事業者における禁止行為規制の遵守状況等の確認(続き)**【客観的・定量的なデータに基づく不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(続き)】****C NTT東西の接続機能要望等に関する検証**

※第3章2. ①(a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念(報告書26頁)

- ・ NTTドコモ及び他のMNO各社から、基地局回線等の自己設置比率・NTT依存度等を把握した上で、NTT東西への基地局回線等の設置要望など、NTT東西の接続機能要望の受け入れ結果を把握し、類似の要望事例において、NTTドコモの要望のみを受け入れる等、不当に優先的な取扱いがされていないか、可能な範囲で、そうした要望事例を比較し、事後的に検証する。

D NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証

※第3章2. ②(b)ネットワークの一体化に伴う課題(報告書35頁)

(略)NTTドコモとNTTコムとのネットワークが一体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間におけるネットワーク調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者及び調達価格のデータを得るほか、必要に応じて、競争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲で他事業者におけるネットワーク調達状況(他者調達の場合の調達先事業者、調達価格)のデータを得ることにより、継続的に確認していくことが考えられる。

E NTTグループにおける内部相互補助の有無に関する検証

※第3章2. ③(a)競争事業者の排除の懸念(報告書37頁)

(略)各グループ会社間におけるグループ内取引にかかるデータについて、NTTのみならず、必要に応じて、比較対象として他事業者等からも提供を受け、グループ各社の損益にどのような影響が生じているかなどを比較・検証することが考えられる。

F グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証

※第3章2. ③(d)間接取引による現行規制の潜脱の懸念(報告書43頁)

(略)禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っているような事業者が存在するかどうかについて、各事業者の協力を得て、仕入価格や再卸価格等のデータを取得し、そのデータに基づき確認することが考えられる。

【NTTドコモ/NTTコムとNTT東西間のローカル5G事業における連携状況の検証】

※第3章2. ①(a)NTT東西がNTTドコモを優先的に取り扱う懸念(報告書26～27頁)

- ・ NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況等を確認するほか、必要に応じて、比較対象として、NTTドコモ以外のMNOとローカル5G事業者や地域BWA事業者と全国BWA事業者の連携状況等を確認する。

市場支配的な電気通信事業者における禁止行為規制の遵守状況等の確認(続き)

【MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態の把握】

※第3章2. ③(c)市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制に係る課題(報告書41～42頁)

(略)市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方については、まずは、市場検証会議等の場において、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態を広く把握・検証したうえで、必要に応じて、別途、さらなる検討を行っていく必要がある。

NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

※第3章3. (2)NTT東西及びNTTドコモ等に対する既存ルールの維持(報告書46頁)

(略)改めて、それぞれの公正競争条件について、条件の対象となる主体がどの会社であり、当該会社にどの条件が適用されるのかなどの整理をした上で、NTTグループ各社において遵守されるよう、総務省において遵守状況を継続的に検証していくなどの対応を行う必要がある。

(略)毎年市場検証会議等において、継続的に検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある。